

經濟論叢

第120卷 第5・6号

植民地幣制の起点 <i>the Treasury Minute of 1825,</i> について(中).....	本 山 美 彦	1
市民概念と社会主義.....	日 向 健	24
水資源開発の総合化と評価基準.....	仁 連 孝 昭	40
生産力の発展と労働者階級の貧困化.....	小 川 和 憲	60
企業成長論とマクロの分配と成長の理論.....	加 納 正 雄	79

經濟論叢 第119卷・第120卷 総目録

昭和52年11・12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

市民概念と社会主義

日向 健

I はじめに

現代社会主義を論ずるに当って斎藤稔氏が後進的社会主義（佐藤経明氏の前期的社会主義）というカテゴリを提起して以来、一連の論争があった。そのようなカテゴリの提起それ自体が、背後に現代社会主義への批判と従来の定説についての批判を内在させていた、と言えらう¹⁾。

氏は文化的・組織的前提（主体的条件）と物質的・技術的前提（客観的条件）が、社会主義を論ずるに当ってマルクスにとっては既に存在するとされていた、と、指摘する²⁾。つまりそれらは近代市民社会の所産として、社会主義の成立に当って形成されている、という。問題は、それらの条件の内容が西洋近代市民社会といかなる関連をもちつつ、具体的な内容を獲得しているかである。

そこで社会主義思想は西洋近代市民社会の（その実現態としての資本主義の）所産であるから、それを生んだ近代西欧の歴史にそくして斎藤氏のいう二つの前提のうち文化的・組織的前提の内容およびその前提の前提を論じてみよう。

それは、市民概念、市民社会概念の具体像を展望することである。これらの概念はあまりに多義的に（同一著者によってさえ）使われている為、余計な混乱があるように思う。

II 市民概念と都市

市民というとき、人は少くともブルジョワカシトワイヤンを思い浮べるだろ

-
- 1) 斎藤稔、「社会主義経済論序説」大月書店、1976年、4ページ、たとえば「ブルジョワ民主主義、の未発達」のもつ意味についての分析。
 - 2) 斎藤、同書、1章2節。

のためには現地貨幣のストックを植民地に、ポンドのストックをロンドンに置いて、両セクターで手形の売買が遂行されること、その量も貿易の大きさに充分対応できるほどのものでなければならないことが必要となり、その客観的条件が成熟するにはなお多くの歳月の経過を要したのである。外国為替相場の安定が本国に拠点をおく資本により強く要求されるようになれば、国内通貨供給の弾力性が拘束され、国内通貨供給の弾力性を確保しようとするれば、為替相場の変動幅が大きくなって政府財政の圧迫要因となる、というジレンマは19世紀中葉までの弱小植民地経済の宿命であった。しかし、通貨政策のこの両機能の境界を確定する作業自体が、乏しい資金しか動かさず、通貨供給どころか自らの財政資金の調達さえおぼつかかなかった弱小植民地政府の手に余ることであって、通貨のジレンマはいつまでも重苦しく植民地の上に覆い被さったままだったのである¹⁶⁾。

その間隙が埋められないまま時が経過するにつれて、とくに土着経済が深く根を下している地域にあっては、外国貿易に直結した金融組織と土着金融組織との間の絶縁という悲劇が醸成されて行くことになる。次節では資金供給のこの弾力性の問題を検討することにしよう。

(この稿未完)

16) そもそもは、東インド会社の home charges を賄うためにロンドンで発行されていた東インド会社のルピー手形と、東インド会社自身の財政資金を賄うためにカルカッタで発行されていたスターリング手形とが次第にインド幣制の基幹的部門に成長して行き、インドがインド省に帰属するようになってからは、インド省手形と逆インド省手形との組合せが整然とした行政措置の体系を形づくるようになっていた。後にケインズによってその重要性を強調されたこのシステムに全面的に依存して、世界の注目を浴びた金為替本位制が創設されることになる。イギリスの植民地通貨制度の代名詞になってしまった currency board system もこのインドの経験を主として採り入れたものである。インド省手形の歴史とその機能については、Memorandum on the Sale of Council Bills and Telegraphic Transfers. Submitted to the Royal Commission on Indian Finance, by F. W. Newmarch: *Royal Commission on Indian Finance and Currency*, 1914 (ed. 7070), pp. 217-33, 参照。

う。だがどちらを言っているのかは明確でないことが多い。それがすぐれて西洋の歴史に内在した概念、言葉だからだろう、と思われる。

Burger も bourgeois も共に Burg の人, bourg の人の意味であるから西洋中世都市にその起源をもつことが分る。ブルクも、それからきたブルも共に意味は、城塞ないし集落のことである。英語では burg, burgess という語があるが、あまり一般的ではないようだ。早期に絶対王政が成立し都市がドイツのように、領邦と並んで独自の発展をとげなかった為であろう。だから都市が近代制定法の法源となっていない。早くから統一的なコモン・ローが発達した為に都市法はその中に吸収され独自の形はとらなかった。

フランスでも事情は似ているがドイツにより近い。法源としてではなく、たとえばパリ地方の慣習法として残る、という風であった³⁾。

一方、シドワイヤン *citoyen*, シティズン *citizen* はラテン語の *civis* からきている言葉である。*civis* は *civitas* からきておりローマ時代の都市国家＝政治的共同体、の完全な権利・義務を有する正規の成員のことである。*civitas* は *city*, *city* の語源である。ドイツ語には *citoyen* に対応する内生的な言葉はない。ロシア語も同じである。このことは近代ドイツ、ロシアに一つの暗示を与えると思われる⁴⁾。

更に、この *citoyen* 概念は近代に至って、*sujet*, *subject*, *Untertan* (臣民) の対立概念として現われてくることも周知である。

3) 林毅「ドイツ中世都市法の研究」創文社、1975年、178ページ。

4) ドイツについては後述。ロシアについて、レーニンが「国家と革命」の中でふれている国家は、権力機関としての国家である。つまり State 系。一ヶ所程、社会の共通機能—Commonwealth 系—について触れているが、それに重点をおいていない。(ロシア語の国家が State 系であることはレーニンの国家論にあるいは影響があるかもしれない。) 階級支配であれ、支配が安定的なのは、むしろ権力機関としての国家が発動される必要のないときであろう。つまり社会の共通機能(生産・再生産過程の組織化)を白らの階級利害の中に取込み、それを一つのアマルガムの様にして遂行している時、それ故に知的道徳的ヘゲモニーを確立している時である。レーニンが後者の系統の国家機能にふれてくるのは「国家と革命」よりあと、ボリシェヴィキ権力の成立後である。精しくは別稿で論ずる予定。

広松渉、「唯物史観の原像」三一書房、1972年。ルチアーノ・グルッピ、宮川・佐藤訳「マルクス主義国家論」現代の理論社、1971年を参照。

それは国家了解の二つの型の違いをも示している。即ち, *state, etat, Staat, государство*, という系統と対をなして *commonwealth, republic*, がある。独・露語にはこの系統の語はないようだ。 *commonwealth* は *civitas* の英訳である (Hobbes・Leviathan)。 *republic* はラテン語 *res publica* からきており *public concern* という意味で同系である⁵⁾。

前者の系統の語源はラテン語の *status* である。(これと *civitas, res publica* とは別の意味をもつ。) この語を近代的なものに媒介したのが中世イタリア語の *stato* である。いみは、権勢、支配権力、権力者の幕僚機構、支配機構を示す⁶⁾。ルイ14世が、*「朕は国家なり」*と言ったときの国家は、だから *etat* であるのは当然である。絶対王政が自由人の共同体 (*civitas* 系) であるわけがない。それは、王国の家産官僚機構であり、また王の私兵としての常備軍であった。だからこの王の外征は、相続=継承戦争という私事であった。絶対王政の崩壊のあと、国家を示す言葉としてはこの相異なる二系統の言葉は混用されていくようになるのである。

etat, から *republic, commonwealth* への転化は、故に臣民から *citoyen* への転化をもいみする。被治者から治者 (主権者) へ。故に国家という政治社会の成員すべてが治者のカテゴリーに入ることでもある (ルソーの人民主権論)。

こうして成立する近代国民国家も市民 (*citoyen*) もなお抽象的なものに止った。そこに現われたのは階級社会であったから。(後述)

では、このような言葉が具体的内容をいかに得、また変っていったかを簡単に辿ってみよう。

III 中世都市とその市民

A 11世紀から13世紀にかけてライン・ロワール両河にはさまれた地帯を中心として、三圃制農業の普及 (大開墾)、農業技術の向上 (ゲルマン・ブラウの使

5) *Britanica*, 1965年版 Vol. 6, p. 167, Vol. 19, pp. 200-201.

6) 福田欽一、権力の問題、日高、城塚編、「社会の哲学」岩波書店、1976年、117ページ。

用、冶金技術の向上による鉄製農具の普及、馬の使用、てい鉄の使用、繫駕法の改良)、水車の普及等と相まって農業生産力の大幅な向上(約2~3倍)に伴って農業に直接に携わらなくてもよい社会階層が出現する。つまり手工業と農業の分業の成立であり、それをつなぐ商業の出現である。このように農業に支えられて強固な基礎をもつヨーロッパ商業が出現してくる。(商業の復活)世界中どこでも、いつでも見られた商業とは異なる。そしてこの拠点となるのが都市でありその担い手が市民である⁷⁾。

B 我国では、またとりわけ大塚史学では、中世都市を封建的共同体の一種とみなして、その前近代性を強調し、近代につながるものを含むとして把握することに重点をおくことは少い。しかしそうであろうか。西欧の史学界の一般的伝統は逆であるという⁸⁾。またギルドやツンフトを共同体という時も、農村のそれと同一視する傾向があるように思われる。これは単純化しすぎていると思われる。なぜなら中世都市の中核をなしたギルドやツンフトは、農村の共同体とは違う性格のものであった。ケルペルジャフト(法人)としての性格をもっており、従ってそこには、なお中世的なものであったとしても、個人が共同体と並んで主体として姿をあらわしていたのである。農村に於るゲノッセンジャフトとしての共同体ではなかった⁹⁾。この区別は重要であると思われる。更に中世都市は様々な近代国家、社会に受つがれていくものを生み出していた¹⁰⁾。また13世紀から14世紀に成立した都市で廃墟となったものはなく、現在に至っ

7) 堀米庸三編、「西欧精神の探求」NHK出版、1976年、21ページ。

8) 林、前掲書、37ページ。鯨田豊之、「ヨーロッパ封建都市」大阪創元社、1957年、4ページ。

「ヨーロッパの学界に於る一世紀以上にもわたる研究史の底流には、多かれ少かれ中世都市の典型的な存在を“自由都市”として捉え中世都市を支配した自由の理念が、なんらかの形で近代社会につながるとする関心の存在することを無視しえない。」

会田雄次、ヨーロッパ中世都市、「史林」41巻6号、1958年11月、4ページ。

「ヨーロッパにのみ民主政治を支える個人の自覚があり、それは古い伝統をもつ。その伝統を形成する重要な要素として中世都市がある。中世都市はこのような意味に於る一個の理想型として把握される。」

9) 林、前掲書、49ページ。特に181、245、319ページ。増田四郎、「西欧市民意識の形成」増補版、春秋社、1969年、47ページ、「個人の誓約に基く全く新たな団体、都市」の成立。

10) 増田、同書、48ページ、150ページ。

ている。農村では廃村の数は多数にのぼったが¹¹⁾。

中世都市の性格は基本的には封建的なものであろう。しかし「中世に於る都市の発展は成程、近代資本主義と近代国家の唯一決定的な前段階ではなかったし、いわんやこの両者の担い手であったわけでは勿論ないが、しかしやはり、この両者の成立の為の最も決定的な一因子として無視しえない重要性をもっている。」¹²⁾

経済についてみれば、北欧都市ではとくに中世末に既に、「市場機会を目標とした合理的資本主義」が、前期的資本の下にあるにせよすでに、「マニユファクチュア的経営形態が都市に於て発生している。」

上部構造についてみれば、「外観上は近代国家の法制度の原型に当るような法制度」（行政、警察制度等）あるいは「貨幣経済を基礎とする諸々の私法的諸制度が形成され」「等質な市民による公共精神、自治意識が育かれた」のである¹³⁾。

このような自治都市が中世ヨーロッパでどのようなものであったか簡単に概観してみよう。

自治都市として中世都市が成立するに当って決定的だったのは *conjuratio* である¹⁴⁾。これによって都市市民は「打って一丸とした誓約団体」となり「共同体の構成員たる市民—それは東洋では殆んど育たなかった考え方である—という身分の地位が厳然として法的・社会的に確立された」のである。つまり中世自治都市は「政治的には封建権力に抗しつつ、いわば主体的に形成した特殊法域としての自治体に外ならなかった。」¹⁵⁾都市の城壁はそれによってラント法との境界を、そして封建権力からの自立を象徴していた。都市法はラント法から分離し、たとえば12世紀ケルンで、*jus civile* (市民法)の存在が初めて言及

11) 増田、「東と西」春秋社、1964年、124—125ページ。中世農村の生活と風土 (I)、「創文」創文社、150号、1976年5月号。

12) M. ヴェーバー、世良訳「都市の類型学」創文社、1964年、258ページ。

13) 林、前掲書、314—315ページ。

14) H. プラーニッツ、鱒田訳「中世都市成立論」未来社、1975年、第2部参照。

15) 増田、「西洋中世社会史研究」岩波書店、1974年、366—367ページ。

されている。ようするに中世の自治都市は、自らの軍政・防衛権、行・財政、裁判の諸制度を形成、獲得し、「公権力に対し軍役義務、納税義務、都市外の裁判権からの解放をかくとくしたのである。」¹⁶⁾

このような自治都市の担い手たる市民は勿論商人や手工業者であった。かれらが市民として（近代的基本的人権と同一視は誤りであるが）市民的自由権を中世でいかに行使していたかは語ることができる。それは一つには市民の指導的の中核をなしたのが、はじめは商人ギルドであったことから、商人法の属地化ということも都市法形成の重要部分だったと思われる¹⁷⁾。即ち、ジッペ（氏族）からの解放、領主からの解放（都市の空気は自由にする）、都市内での土地地所有の自由化、移動の自由、自己の遺産を処分しうること、荘園法上の貢納・結婚強制からの自由など。これらは中世に於る商品貨幣経済の担い手たる市民にとって当然の要求であった。中世は公法と私法の未分離の時代といわれる。しかし商品経済の浸透発展は、これを内側から崩しつつあった。「公法と私法は中世都市ではじめて分離する」に至った¹⁸⁾。尤もそれは中世都市私法であるが。とはいえ私法的諸関係の前提たる自由な人格、私的所有権、自由な人格間の意志行為たる契約の発生がみられたのである。またたとえば、ドイツ法制史上はじめて身分契約の対である目的契約が本格的に誕生したともいえるのである¹⁹⁾。

これで先へのべたように、中世都市がケルペルシャフトとしての共同体の性格のものであったことの意味がはっきりするだろう。そこでは市民は団体の成員であると同時に個人として登場してきたのである。そのような共同体の成員であるが故に個人としても存立しうる市民、そして市民たちの誓約の所産としての自治都市、そこには西欧に於る近代の一つの源泉があるのではなかろうか。マルク・ブロックは「本来のいみでの封建制とは全く無縁の存在、即ち、都市」という²⁰⁾。もっとも中世的限界を没却してしまうのは誤りだろうが。

16)17) プラーニッツ、前掲書、197—198ページ。

18) 林、前掲書、170ページ。

19) 林、前掲書、3章。M. ウェパー、小野木編訳「法社会学」日本評論社、1977年、137ページ以下。

20) M. ブロック、「封建社会」第2巻、みすず書房、1977年、125ページ。畑米、前掲書、77—

なお、中世自治都市では市民であることと共同体の成員であるということが同義であったことが分るであろう。だから Burgertun の成立と共に史料に *civis* という語が姿をあらわす。両者は同じものをさしている。(近代に至ってこの二つの語はブルジョワとシトワイヤンの明確に別次元の語となる。つまり中世自治都市はルソーのいう *cit * 的性格をもっていたともいえるだろう。) 都市同盟であるライン同盟(1254~1258頃)に結集した、ビュルガーたちは自らを *conciues* と呼び、スイスの8つのカントンのブルジョワたちは結束してハプスブルク家に抗し独立したが、自らを *conbourgeoisie* と呼んだ²¹⁾。このとき両者とも、特定の都市のわくをこえていたことがその接頭辞で分る。他の都市の市民は外国人とみなすのが当時、当然だった。なぜならその都市の誓約団体に加っていないければその都市の市民とはみなされぬから。つまり単に特定の都市の *civis* というのでなくドイツの *civis* という考え方がそこには出てきている。対等で自由な同市民関係による平和と政治的秩序の形成を求めて市民たちは戦ったわけである(大空位時代1254~1274のアナルツ、そしてハプスブルクの専制)。スイスの市民たちは成功したがライン同盟の市民たちは敗れ、統一への一方の力、都市同盟はドイツ・ハンザの成功をみつつも実を結ばなかった²²⁾。

B このような都市共同体、市民共同体は1100年頃にライン・ロワール両河の間の西北ヨーロッパと、それとはやや異なった形で北部、中部イタリアで殆んど同時にあらわれる。市民共同体はこれらの発祥地から拡がっていき13世紀には中世ヨーロッパの東部境界まで達した。

8 ページ。注、7)参照。

この点エンゲルスも中世都市を非封建的なものとみていた。 *Marx, Engels Werke*, Dietz 1970. 以下, *M. E. W.* と略す。ページは邦訳のみ示す。邦訳、大月書店、1971年、21巻、394—403ページ)尤もこれは中木康夫氏が批判している。「フランス絶対主政の構造」未來社、1963年、18ページ以下。

21) 増田、「独逸中世史の研究」日本評論社、1943年、12章、465ページ。平田清明、「市民社会と社会主義」岩波書店、1970年、17ページ。

22) 増田、「独逸中世史の研究」461—503ページ、「西洋中世社会史研究」岩波書店、1974年、375ページ。

中世末期の都市同盟については「世界歴史」岩波書店、1974年、11巻、230—233ページ。

都市法と都市共同体は、西ロシア地区で15世紀から17世紀にかけてマグデブルグ都市法が拡まった。これはポーランド国王が授与したものだが定着するには至らなかった。これが境界であった²³⁾。

ではこのような都市はどの位存在していたか大雑把にみておこう。

中世末の全ドイツで都市数は3000、都市人口比は10~15%に達しており、この比率は独、仏、英、伊、を含む西ヨーロッパに大体適合するという。フランドル・ブラバンでは、既に13世紀・14世紀で都市人口比は30%以上であったという。都市数は西ヨーロッパ全体で約5000²⁴⁾。

一方西ロシアでは、ピョートル大帝(1689~1725)の時代で、都市、約250、都市人口比は、1630年で2.5%、1724年で3%、1796年で4.1%、1897年で13%であった²⁵⁾。そしてロシアの都市はウェーバーのいう東洋型であって西欧の自治都市とは異なっていた。

こうして西ヨーロッパは大量現象としては外に例のない(ウェーバー)自治都市の経済の時代をもったのである。ドイツ西南部で平均2~2.5平方マイル毎、に1つ、中部、西北部で3~4平方マイル毎に、東部で5~8平方マイル毎に1つというように都市の網の目でおおわれるに至った(ビュッヒャー)。都市経済が凋落していくのは16世紀以降である²⁶⁾。

これらの都市の市民たちの経済はどのようなものであったか。ウェーバーが、二つの類型に分けたのは周知である。そこでこの二つを比べてみよう。

北欧都市は南欧都市とちがいで、その成員構成が純粹であって封建貴族の市民化ということはみられない。また、その扱う商品が異っていた。イタリア都市の活動は東部地中海からオリエント、インド、香料諸島、中国にまで及んだ。商品は香料、絹、宝石など奢侈品が主で、それもアラビア商人を介する。輸出

23) O. プルンナー、石井外訳「ヨーロッパ、その歴史と精神」岩波書店、1975年、第11および12論文。

24) 増田、「西洋中世社会史研究」372ページ。

25) O. プルンナー、前掲書、348ページ。

26) 増田、「西洋中世社会史研究」376ページ、「西洋経済史概論」増補版、春秋社、1966年、116ページ。

は銀（南ドイツが主）高級毛織物など。つまりイタリア商人の利潤は、原価など不明の奢侈品の仲介益であって、一方で可能な限り安く買、他方で高くうるといふ型の商業によっていた。だからイタリア商人は外地の政治権力と結託して独占や特権を得ることで莫大な利益をあげた。そこでは軍勢力を当然背景にしなければならなかった。冒険、投機、権力との結合、これが南欧商人の本領である。故に権力との結合を介して巨大財閥、都市国家の独裁へと進む。

それに対して北欧都市の経済基盤は生活必需品の取引にあった。しかも、なお不完全とはいえ、13世紀・14世紀に至れば「西ヨーロッパ世界の全体」は「いわば単一価格体系の場」となってきつつあった²⁷⁾。商品はこの圏内のものであってみればイタリア商人の期待しえた莫大な、しかし不安定ともいえる利潤はありえない。

農業生産力の向上と、それに基礎をおく産業的發展の所産がこの北欧都市の経済基盤であった。北欧商人は「日常品の限度ある利潤に満足した活動を余儀なくされて」いたわけである²⁸⁾。この同一圏内の生産に依拠し活動していた商人の態度、そのような「市民の中に育っていたエートス」が形成されてきた。そしてカルヴェンは北フランス、ピカルディの、そういう市民の子弟であり、ルターもドイツの中産的鉅業者の子弟であった²⁹⁾。禁欲的プロテスタンティズムの中核的担い手を形成したのはこういう中小市民層であったし、何よりも彼等は、まず商工業による平和な営利に関心をもった人々であった³⁰⁾。

C では中世都市の市民がそのまま近代市民社会の担い手となったかといえ、そうではなかった。それは自治都市の崩壊の過程と市民の分解の過程が示す。

中世封建制社会は、不可欠の要素として都市をもっていたように、大きな影

27) 増田、「西洋中世社会史研究」375ページ。

28) 増田、「都市」筑摩書房、1974年、132ページ。

29) 増田、「都市」150ページ。

30) M. ウェーバー、世良訳「支配の社会学」創文社、1969年、第2巻、580ページ以下。同、世良訳「都市の類型学」創文社、1977年、319ページ。

響をもつ封建関係外の要素をも持っていた³¹⁾。

11世紀・13世紀の商業の復活、都市の勃興、農業生産力の向上等は古典荘園制をくずし中世封建社会の頂点をもたらししたが、このことは当時の農業社会にして、「一定度の商品経済の展開を前提とし或いはこれを促しつつ形成され存立」せざるを得ぬようにしていた。自給できぬ塩、鉄、染料等を商業をつうじて入手しなければ存立できなかったのである。これは逆に特産品生産を促し商品生産体制は一層拡充していく（都市の発展）。このような相互依存関係にあったわけである。しかも国王、上級貴族はいつれも「主要な商業ルート、商品交換地点を抑えており、またその点で他の封建貴族の上位に立ちえ、商品経済の展開と共に将来の成長を約束されていた。」³²⁾つまり、封建制→等族制→絶対王政への展開の要因の一つはここにあった。

こうして、フランスでは13世紀以降、封建法は国内行政法、国内行政組織的なものへと変質していき国王への権力集中をもたらし、14世紀に入ると封建的關係は内実を失い、三部会が新しい国家原理のもとに王国の財政的基礎を担い、近代国家への道を準備する。

では都市の市民はその過程でどのような対応をとっただろうか。王権の強化に伴い、王は市民と直接の結びつきを、それも都市共同体全体としてでなく、個人的なそれを形成するようになる。

一方で今のべた国王や上級貴族の経済基盤の強化は王権や公権の強化をもたらし都市は次第にその自立性を失っていく。都市権の凋落は有力市民をして王や公との結びつきに向わせ、それによってギルド規制等から自由になって、その様な規制のない所、農村での資本投下を促進するようになる。

こうして13世紀末とくに14世紀になると、市民（ブルジョワ）は一定の賃租を払うだけで王や公の保護をうけ個人的に自立するようになる。王や公の財政も

31) 堀米庸三、「西洋中世世界の構造」岩波書店、1976年、第1、5論文、国王の直轄領、直轄行政組織など。

32) 木村尚三郎、古典的封建制の成立、「世界歴史」岩波書店、1969年、7巻、360ページ、363ページ。

またそこに依存するところ大であった。(勿論両者が単なる相互依存関係にあったわけではなく、一面を示しただけである。)これは国王の直轄領の慣行が拡がったものようである。ようするに都市共同体と市民の関係が形骸化したのである。市民は今や王や公の保護の下にある「租税の一括払いの義務のみを負う王ないし公のオム」(homme 人間)となり、他の都市市民の諸階層から区別された、上位の特定の階層の成員を意味するようになる。こうして市民(ブルジョワ)は西欧近代社会に於る一つの社会的身分としてのブルジョワ観念と化す³³⁾。

ドイツでは、領邦分立のまま統一はとげられず、一方都市もギルドも14世紀中葉以降、硬直化してしまい商品経済の発展のかせとなってしまった。中世都市の閉鎖性は、ドイツに限らず、王権や領邦権力の強化、貨幣経済の進展による商業資本の蓄積、新しい企業形態の出現、富農層の工業生産進出、新大陸・新航路の発見による商業革命などに対応できず都市経済は崩壊していく。16世紀末ドイツ・ハンザ商人はロンドンの商館から新興のイギリス商人に追われるに至る。都市同盟によってでは、生成しつつある国家権力に対抗できなくなっていたのである。更に30年戦争以来、都市は抑圧を加えつつけられ遂に自治は名目化していく。18世紀になってもビュルガーという言葉は化石のように、都市のツンフト加入者に限定され、知識階級等は市民の枠外とされ居留民扱いであった³⁴⁾(プロイセン)。このビュルガーは先のブルジョワの意味をもっていないことは明らかである。同時に、都市共同体を形成しつつあったビュルガーたちの *civis* との同値性もまた失われていた。

フランス革命は王政を打破して近代をフランス政治史にもたらした。そして republic 人民主権国家の成員としての、ブルジョワとは別次元のシトワイヤンという概念に形を与えた。これに比べドイツではそれに対応する言葉が存在しなかった。Staatsbürger は国民と訳せてもシトワイヤンの意味は直接でてこない。それはあとのからの合成語である³⁵⁾。

33) 井上泰男, 「西欧社会と市民の起源」近藤出版, 1976年, 4章5節。

34) 石川澄雄, 「シュタインと市民社会」御茶水書房, 1972年, 99, 190, 195ページ。

若いマルクスが *res publica* はドイツ語にならない、と言ったのはドイツのこの状態を前提しなければ分らないだろう³⁶⁾。即ちなおドイツが臣民の国であって当然シトワイヤンはいない、故に *res publica* は言葉としては移せてもドイツにその内実がないからである。

Staatsburger はシトワイヤンの訳語として用いられるようになるが、訳語は訳語に止る³⁷⁾。

なおイギリスでは早期の絶対王政の成立により都市は早くから行政機関の末端のようなものと化していた。しかし都市が早くから議会に代表を送ることが出来たのであるから都市上層部はその利害を都市単位という狭いわくの中でなくナショナルなひろさで実現する機会をもっていた。ギルド規制は都市外に及ばず農村工業の発展には好便であり、それはちょうどドイツの逆であった。しかし、新しい社会的身分という内容をもつブルジョワに対応する社会層は発展してきていた。

こうして分離したあとでの、現在にもつらなるいみでのブルジョワとシトワイヤンの比較に進もう。

IV ブルジョワとシトワイヤン

シトワイヤンについてルソーは次のように説明している。単なる「都会 *ville* の住民」は「シトワイヤン」ではない、「家屋が都会をつくるが、シトワイヤンが *cit * をつくる」と。つまり政治的共同体は平等な成員によって成立しているのである。だから「臣民」に「*cives* の称号が与えられること」は「ない」と³⁸⁾。

35) 堀米, 「西欧精神の探求」, 82ページ, 福田欽一, 「近代政治原理成立史序説」岩波書店, 1974年, 438—444ページ。

36) K. マルクス, M. E. W. 邦訳, 27巻, 342ページ。

37) ビュルガーはあいまいにシトワイヤンとブルジョワを共に意味するという。(K. レヴィット) これは日本語の市民と同じで内生的にシトワイヤン, ブルジョワを生まなかつたから対応する語がなく既存の言葉のあいまいな拡張, 変化となったのではなからうか。藤野渉, マルクスにおける市民社会の概念, 「思想」岩波書店, 1976年4月号, 58ページ。

38) ルソー, 「社会契約論」岩波文庫, 1971年, 31—32ページ。

この臣民からシトワイヤンへの転化が、この場合、王政の終り=近代の成立のいみであった。フランス革命は従って、王政と共に様々の中世の特権団体(都市、ギルドなど)を廃して、そこにフランス共和制を構成するシトワイヤン一般をつくり出す。あるいは作り出したと錯覚されていた。サン・キュロットがそうであり、イギリス革命ではレヴェラーズがそうである³⁹⁾。そのシトワイヤンは理念であって、私的な現実的な世界では、そこには利己的人間としての homme=ブルジョワ としての人間が存在するのみである。シトワイヤンは理念であったが、しかし単なる理念ではなかった。それによって構成される近代政治社会はたとえばホップズにあっては「一種の無階級社会」として構想される⁴⁰⁾。階級への視点はまだ明確に出てこないわけである。

このブルジョワとシトワイヤンは、共に、歴史的個体⁴¹⁾としての中世ヨーロッパ社会が、その歴史の中から生み出した具体的なものである。だからシトワイヤンは語源はローマにあっても「中世都市の自治的な団体意識を背景にもつものとして近代に於て用いられたように思われる。」ウェーバーは「魔術的、氏族的な諸制約から解放され、"等族" Stände としての自覚によって横に結ばれ、公共世界を "我々意識" Wir-Bewusstsein によって担っていた市民(Bürgerstand)の姿を中世北欧都市から摘出しているが、このような市民を背景にして、はじめて近代のシトワイヤンを捉えることができる。』⁴²⁾個人として自立していることと共同体の成員であることが矛盾せず、我々意識で結合していた人々が現実に歴史的に存在し、かつそのような共同体を近代に於て構想しようとするとき、その成員を呼ぶ為に変質してしまったブルジョワという言葉では表現しえなかったわけであろう。中世の共同体とも古代の都市国家とも別の次元でその共同性を近代に於て再生しようとするとき、同権市民の国家・

39) K. マルクス、「ブリュメール18日」国民文庫、1974年、18—19ページ。

40) 水田洋、「アダム・スミス研究」未来社、1976年、219ページ。

41) 堀米庸三、「西洋中世世界の展開」東大出版会、1973年、467ページ。増田、「西洋中世社会史研究」354ページ、355ページ、参照。

42) 城塚登、「若きマルクスの思想」勁草書房、1970年、259ページ。

政治社会を含意する *civil society*, *société civile* という表現が現われる⁴³⁾。これはヘーゲルからマルクスに至る *bürgerliche Gesellschaft* というのとは異なっている。ドイツ語にシトワイヤンに対応する内生的な語がないように、英・仏語にも、この独得の「市民社会」をそのまま表現する言葉はみつからぬであろう。マルクスのそれは、「市民社会」と政治的国家的分裂を前提していたのだから一層複雑になる。そしてこの分裂にこそマルクスは近代社会の基本的矛盾を見出していたのだから⁴⁴⁾。

この分裂の中にある近代市民社会では「真の人間は抽象的な *citoyen* の姿ではじめてみとめられる」そして「現実の個体的な人間が抽象的な公民を自分の中にとり戻し、個体的な人間でありながら、その経験的生活、その個人的労働、その個人的諸関係の中で類的存在となったとき、つまり人間が、彼の固有の力 *forces propres* を社会的な力として認識し組織し、従って社会的な力という形で自分から分離しないとき、その時はじめて人間解放は完遂されたことになるのである。」⁴⁵⁾

この抽象的シトワイヤンと人間の解放を媒介するものとしての、またその担い手として近代市民社会に登場し、そこに階級的基礎をもつプロレタリアートは、この時のマルクスの念頭にはまだ明確には登場していない。人間の完全な喪失であり従って人間の完全な回復によってだけ自分自身をかちとることのできる階級としてのプロレタリアート。周知の如くそれは「ヘーゲル法哲学批判序説」に見いだされる。一方プロレタリアートは当時のドイツでは「生成しはじめている」のであり19世紀半ばのフランスでも人口の3/4以上が農村人口であった⁴⁶⁾。このいみでも抽象的であった。理念としてのシトワイヤンと、それに対応する現実的基盤も未成熟であった。しかしそれで解放の論理が変るわけで

43) 福田敏一、前掲書、438—444ページ。

44) 城塚、前掲書、261ページ、付論I。藤野氏の示すバスキルの注釈で解決するだろうか。ブルジョワ社会と訳したのでは勿論、合わないのだが、「思想」1976年4月号、57—8ページ。

45) K. マルクス、「ユダヤ人問題」M. E. W. 邦訳、1巻、406ページ。

46) K. マルクス、M. E. W. 邦訳、1巻、427ページ、M. E. W. 邦訳、7巻、80ページ。

はない。それ故、ブロッホは現代社会主義をも念頭に置いて「幻想的ではあったが未来を先取してもいたシトワイヤンの観念」と評価する⁴⁷⁾。近代市民社会で抽象的でしかありえない真の人間は、ではどこで現実的になりうるか。いうまでもなく社会主義的個人としてである⁴⁸⁾。

このような論理の展開はしかし、マルクスにあっては西洋近代市民社会に内在し、それを分析しつつ人間一般の解放へと展開するのであることは自明だろうし、社会主義革命が資本主義世界の中心部でおこると彼が考えていたことも周知である。また、さきに示したようにシトワイヤン概念が、西洋近代社会に内在した、歴史的背景をもつ概念であるならば、そのような前提を欠いた世界でのシトワイヤンの実現はどのような問題に会うだろうか。ここでいう前提というのは言うまでもなく冒頭に引いた齋藤氏のあげる二つの前提以前あるいは以外のものである。その上更に、齋藤氏の示した二つの前提がかけていたらどうであろうか。ブルジョワ民主主義の未成熟—現代社会主義に於る—という語義矛盾的なことも、二つの前提のみからでは解し難いのではなからうか。抽象的であってもシトワイヤン理念を生んでいる「現実的基盤」があるかどうかは大きな違いであると思われる⁴⁹⁾。このようなずれは、たとえば現代社会主義に於てもシトワイヤンが一つのあるべきエートスとなって現われることともなりうる。それは内在的批判の視点を与えるかも知れない⁵⁰⁾。

齋藤氏の指摘した点は多くの人の示した所でもあった。唯、そこから体系的に展開し社会主義経済を論じている人が居なかったということである⁵¹⁾。

47) E. ブロッホ、マルクスによる人間と市民、E. ノロム編、城塚登訳「社会主義ヒューマニズム」上巻、紀伊国屋書店、1967年、259ページ。

48) E. ブロッホ、同書、263ページ。

49) 城塚、前掲書、260ページ、本稿(Ⅲ)の(A)と(B)参照。

50) 水田洋、「知の考古学」社会思想社、1976年、8・9合併号所収の論文、191—195ページ。

松下輝雄、社会主義体制と労働権の保障、「アジア経済」14巻7号、1973年7月号、19—21ページ。この論文で松下氏はシトワイヤン概念で現代社会主義批判の視点を提起している。

51) 平田清明、高島善哉氏との対談、日高、城塚編前掲書、341—344ページ。

P. スウィーザー、西岡訳「社会主義とは何か」紀伊国屋書店、1974年、130—131ページ。

A. ジャフ(Poland)、花崎訳「マルクス主義と個人」岩波書店、1976年、467—8ページ。

問題は社会主義がマルクスの想定とは違って、現実には後進国の工業化、近代化という歴史的役割を担うことになった点である。だからそれらの国では近代市民社会の出発をつげた「人と市民 (citoyen) の権利の宣言」に示された市民権は、マルクスのいう抽象的というよりも更に別なみで抽象的である。にも拘らず、私的所有を揚棄した上で、二つの前提を創出し、市民権を社会主義的に再興というより創出していかねばならない。シトワイヤンの権利は社会主義でこそ現実化する筈であった。だから、たとえば我々は、スターリン憲法（1936年のソ連憲法）以来、良心、言論、出版、集会、労働組合の組織等の自由についての、123条から128条までの条項を見ることができる⁵²⁾。

この実現は、各々の国の歴史的・社会的条件の中で具体化する外はない。その場合、非西欧が西欧化するという様な素朴な近代化論は無意味である。近代的生産力体系という巨大な浸透力=社会変革力にひたされるが故に同質化する部分を大きく含んでいるとしても。

本稿では西欧に於る、二つの前提の前にある条件を検討してみたのである。社会的基盤がなお成熟していないか、存在していないことになるから当然、主体的（組織的・文化的）条件について論ずることになったわけである。また、その条件を可能にしているが、近代市民社会では抽象的なものに、止らざるをえないところの、西欧に内在している歴史的条件を論じたのであった。疎外された形でしか現代では現れえない *res publica, commonwealth* の、そしてその伝統の原泉の一つとしての自治都市。それを担う、ブルジョワとして自己を疎外することとなった、*civis* のエートス。だがそこから更に立入って論ずるのは本稿の目的をこえる故、別の仕事である⁵³⁾。それはマルクスのシトワイヤン概念と市民社会概念との関連を論ずることで果されるだろう。

(1977・4・25)

52) 宮沢俊義編、「世界憲法集」第二版、岩波文庫、1977年、307—308ページ。デラヴォルベ、竹内訳「ルソーとマルクス」合同出版、1974年、130—131ページ。E. ブロッホ、前掲書、参照。

53) 市民といい市民社会といい言葉として理念として操作される文章に多く出会いいつも違和感をもっていた。そこで、その歴史的背景、現実的基盤を見出し、それによって彼我の違いと同一を見出そうと試みたのが本稿である。